

## 騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法及び環境基本法の一部改正により権限移譲がされる事務の内容

### 1 騒音規制法の一部改正（騒音に係る規制地域の指定等に関する事務）

#### （1）地域の指定（法第3条）

- ・住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住居の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定（第1項）
- ・地域の指定をするときは、環境省令で定めるところ（省令第2条 広報に掲載）により、公示（第3項）

#### （2）規制基準の設定（法第4条）

- ・第3条に基づく規制地域を指定するときは、環境大臣が定める基準（昭和43年告示1号 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準）の範囲内において規制基準を定める（第1項）
- ・規制基準を設定（変更・廃止）するときは、環境省令で定めるところ（省令第2条 広報に掲載）により、公示（第3項）

《参考》騒音規制法に基づく地域の指定等に関する考え方について（技術的助言）（平成16年9月30日環管第発040930002号）

### 2 悪臭防止法の一部改正（悪臭に係る規制地域の指定等に関する事務）

#### （1）規制地域（法第3条）

- ・住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定（第1項）

#### （2）規制基準（法第4条）

- ・特定悪臭物質の濃度の許容限度（第1項）
- ・悪臭原因物の臭気指数の許容限度（第2項）

#### （3）周辺市町村長の意見の聴取（法第5条第3項【追加】）

- ・市長は規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要がある

と認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

#### (4) 規制地域の指定等の公示（法第6条）

- ・規制地域の指定をし、及び規制基準を定める（変更、規制地域の指定の解除、規制基準を廃止）ときは、環境省令で定めるところ（省令第7条、広報に掲載）により、公示

### 3 振動規制法の一部改正（振動に係る規制地域指定等に関する事務）

#### (1) 地域の指定（法第3条）

- ・住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定（第1項）
- ・地域の指定をする時は、環境省令で定めるところ（省令第2条 広報に掲載）により、公示（第3項）

#### (2) 規制基準の設定（法第4条）

- ・第3条に基づく規制地域を定める時は、環境大臣が定める基準（昭和51年告示90号 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準）の範囲内において規制基準を定める（第1項）
- ・規制基準を設定（変更・廃止）するときは、環境省令で定めるところ（省令第2条 広報に掲載）より、告示（第3項）

《参考》振動規制法の施行について（昭和51年12月1日環大特第154号）

### 4 環境基本法の一部改正（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に関する事務）

- ・政府が定めた、騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準について、基準の類型ごとの地域の当てはめ（法第16条第2項）

## 現行の千葉県告示における匝瑳市の規制地域等に係る箇所の抜粋

### 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定（昭和四十九年八月二十日告示第六百八十三号）

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、昭和四十九年九月一日から施行する。

なお、関係図面は千葉県環境生活部大気保全課並びに関係市役所及び町村役場において閲覧に供する。

指定地域

匝瑳市	用途地域
-----	------

備考 市街化調整区域、用途地域及び風致地区とは、平成二十二年三月二十三日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項並びに第八条第一項第一号及び第七号の規定により定められた区域、地域及び地区をいう。

### 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和四十九年八月二十日告示第六百八十四号）

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和四十九年九月一日から施行し、その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課並びに関係市役所及び町村役場において閲覧に供する。

なお、この告示の施行の前日において、現に設置されている特定工場等であつて、この告示に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が、昭和四十九年千葉県告示第六百八十二号による廃止前の告示（昭和四十四年千葉県告示第百八十八号）に規定する規制基準値未満となるものについては、この告示の規定にかかわらずこの告示の施行の日から一年間はなお従前の例による。

時間及び区域区分

時間区分 区域区分	昼間 午前八時から午後七時 まで	朝・夕 午前六時から午前八時 まで及び午後七時から 午後十時まで	夜間 午後十時から翌朝の午 前六時まで
第一種区域	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	四十デシベル以下
第二種区域	五十五デシベル以下	五十デシベル以下	四十五デシベル以下
第三種区域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	五十デシベル以下
第四種区域	七十デシベル以下	六十五デシベル以下	六十デシベル以下

備考

- 一 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。
- 二 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。

匝瑳市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業地域

備考

- 一 市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び風致地区とは、平成二十三年三月十八日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項並びに第八条第一項第一号及び第七号の規定により定められた区域、地域及び地区をいう。
- 二 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲五十メートル（市川市にあつては、三十メートル）以内の地域をいう。
- 三 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル（市川市にあつては、三十メートル）以内の地域をいう。

**特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定（昭和四十九年八月二十日告示第六百八十五号）**

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号）別表第一号の規定により、区域を次のとおり指定し、昭和四十九年九月一日から施行する。

第一種区域、第二種区域及び第三種区域並びに第四種区域のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

備考 第一種区域、第二種区域及び第三種区域並びに第四種区域の区分は、昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に定めるところによる。

**騒音規制法第十七条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域の指定（平成十二年三月二十八日告示第二百六十三号）**

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）別表の備考の規定により、区域を次のとおり定め、平成十二年四月一日から施行する。

なお、昭和四十九年千葉県告示第六百八十六号（騒音規制法第十七条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域及び時間の指定）は、平成十二年三月三十一日をもって廃止する。

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の a 区域、b 区域及び c 区域	知事が定めた区域
a 区域	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号

	に定める第一種区域
b 区域	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に定める第二種区域
c 区域	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に定める第三種区域及び第四種区域

.....

## 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成十七年三月十一日告示第九十六号）

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条の規定により工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の一の1及び二の1のとおり指定し、同法第四条の規定により当該地域について規制基準を次の一の2及び二の2のとおり定め、平成十七年八月一日から施行する。

その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

なお、昭和五十年千葉県告示第四百五十六号（悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の種類ごとの規制基準の設定）及び平成三年千葉県告示第千十四号（悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出の規制地域の指定）は、平成十七年七月三十一日をもって廃止する。

### 一 物質濃度規制に係るもの

#### 1 規制地域

市町村名	地域
匝瑳市	用途地域

備考 市街化調整区域、工業専用地域及び用途地域とは、平成二十二年三月二十三日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

#### 2 規制基準

##### （一）法第四条第一項第一号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（単位 ppm）
アンモニア	—
メチルメルカプタン	〇・〇〇二
硫化水素	〇・〇二
硫化メチル	〇・〇一
二硫化メチル	〇・〇〇九
トリメチルアミン	〇・〇〇五
アセトアルデヒド	〇・〇五
プロピオンアルデヒド	〇・〇五
ノルマルブチルアルデヒド	〇・〇〇九
イソブチルアルデヒド	〇・〇二
ノルマルバレルアルデヒド	〇・〇〇九
イソバレルアルデヒド	〇・〇〇三
イソブタノール	〇・九
酢酸エチル	三
メチルイソブチルケトン	—
トルエン	一〇
スチレン	〇・四
キシレン	—

プロピオン酸	〇・〇三
ノルマル酪酸	〇・〇〇一
ノルマル吉草酸	〇・〇〇〇九
イソ吉草酸	〇・〇〇一

(二) 法第四条第一項第二号に規定する規制基準

(一)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。）第三条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

(三) 法第四条第一項第三号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度 (単位 ーリットルにつき ミリグラム)
メチルメルカプタン	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇三
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、 〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇〇七
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇二
硫化水素	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、 〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇二
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇五
硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・三
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、 〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇七
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇一
二硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・六
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、 〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇三

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定（昭和五十二年十一月二十九日告示第七百七十七号）

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、昭和五十三年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課並びに関係市役所及び町村役場において閲覧に供する。

指定地域

匝瑳市	用途地域
-----	------

備考 市街化調整区域、用途地域、工業地域及び工業専用地域とは、平成二十三年三月十八日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和五十二年十一月二十九日告示第七百七十八号）

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和五十三年一月一日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課並びに関係市役所及び町村役場において閲覧に供する。

#### 時間区分及び区域区分

時間区分 区域区分	昼間（午前八時から午後七時 まで）	夜間（午後七時から翌日の午 前八時まで）
第一種区域	六十デシベル	五十五デシベル
第二種区域	六十五デシベル	六十デシベル

#### 備考

一 第一種区域及び第二種区域に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

二 第一種区域及び第二種区域の区分は、次の表のとおりとする。

匝瑳市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、平成二十三年三月十八日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

### 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定（昭和五十二年十一月二十九日告示第七百七十九号）

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第一付表第一号の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域を次のとおり指定し、昭和五十三年一月一日から施行する。

#### 指定区域

昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号で定める第一種区域及び工業地域を除く第二種区域並びに工業地域のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域

### 道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間（昭和五十二年十一月二十九日告示第七百八十号）

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二の備考の1及び2の規定により、道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間を次のとおり定め、昭和五十三年一月一日から施行する。

一 区域

振動規制法施行規則別表第二備考の1の第一種区域又は第二種区域	知事が定めた区域
第一種区域	千葉県告示第七百七十八号に規定する第一種区域
第二種区域	千葉県告示第七百七十八号に規定する第二種区域

二 昼間及び夜間の時間

区分	時間
昼間	午前八時から午後七時まで
夜間	午後七時から翌日の午前八時まで

**環境基本法第十六条第二項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定等（平成十五年三月二十八日告示第二百七十八号）**

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を次のとおり定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年千葉県告示第二百二十七号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第二項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定等）は、平成十五年三月三十一日をもって廃止する。

指定地域

地域類型	指定地域
A	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に定める第一種区域、平成四年千葉市告示第九十七号に定める第一種区域、平成十五年船橋市告示第六十六号に定める第一種区域及び平成二十年柏市告示第七十七号に定める第一種区域とする。
B	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に定める第二種区域（第一特別地域及び工業専用地域を除く。）、平成四年千葉市告示第九十七号に定める第二種区域（第一特別地域を除く。）、平成十五年船橋市告示第六十六号に定める第二種区域（第一特別地域を除く。）及び平成二十年柏市告示第七十七号に定める第二種区域（第一特別地域を除く。）とする。
C	昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に定める第三種区域（工業専用地域を除く。）、第四種区域（工業専用地域を除く。）及び第一特別地域、平成四年千葉市告示第九十七号に定める第三種区域（工業専用地域を除く。）、第四種区域（工業専用地域を除く。）及び第一特別地域（工業専用地域を除く。）、平成十五年船橋市告示第六十六号に定める第三種区域（工業専用地域を除く。）、第四種区域（工業専用地域を除く。）及び第一特別地域並びに平成二十年柏市告示第七十七号に定める第三種区域（工業専用地域を除く。）、第四種区域（工業専用地域を除く。）及び第一特別地域とする。

匠瑛市における騒音規制法等に基づく区域の区分等と用途地域の対応（案）

都市計画法の用途地域区分	騒音規制法の区域の区分 (注1)	特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域	自動車騒音の要請限度に係る区域の区分	騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域 (一般地域)	振動規制法の区域の区分 (注2)	特定建設作業に伴い発生する振動の規制に関する区域	道路交通振動の要請限度に係る区域区分・時間区分	悪臭防止法の地域区分 (敷地境界における基準、別途排出口及び排水の基準あり)	
								特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
第1種低層住居専用地域	≪第1種区域≫ 昼間:50dB以下 (45以上50以下) 朝夕:45dB以下 (40以上45以下) 夜間:40dB以下 (40以上45以下)	≪第1号区域≫ ●作業ができない時間 午後7時から翌日の午前7時 ●1日当たりの時間 1日10時間	≪a区域≫ ●一車線を有する道路に面する区域 昼間:65dB 夜間:55dB ●二車線以上の車線を有する道路に面する区域 昼間:70dB 夜間:65dB	≪A類型≫ 昼間:55dB以下 夜間:45dB以下	≪第1種区域≫ 昼間:60dB以下 (60以上65以下) 夜間:55dB以下 (55以上60以下)	≪第1号区域≫ ●作業ができない時間 午後7時から翌日の午前7時 ●1日当たりの時間 1日10時間	≪第1種区域≫ 昼間:65dB 夜間:55dB	指定地域内一律基準 アンモニア 1ppm (1以上5以下) メチルメルカプタン 0.002 (0.002以上0.01以下) 硫化水素 0.02 (0.02以上0.2以下) 硫化メチル 0.01 (0.01以上0.2以下) 二硫化メチル 0.009 (0.009以上0.1以下) トリメチルアミン 0.005 (0.005以上0.07以下) アセトアルデヒド 0.05 (0.05以上0.5以下) プロピオンアルデヒド 0.05 (0.05以上0.5以下) ノルマルブチルアルデヒド 0.009 (0.009以上0.08以下) イソブチルアルデヒド 0.02 (0.02以上0.2以下) ノルマルバレアルデヒド 0.009 (0.009以上0.05以下) イソバレアルデヒド 0.003 (0.003以上0.01以下) イソブタノール 0.9 (0.9以上20以下) 酢酸エチル 3 (3以上20以下) メチルイソブチルケトン 1 (1以上6以下) トルエン 10 (10以上60以下) スチレン 0.4 (0.4以上2以下) キシレン 1 (1以上5以下) プロピオン酸 0.03 (0.03以上0.2以下) ノルマル酪酸 0.001 (0.001以上0.006以下) ノルマル吉草酸 0.0009 (0.0009以上0.004以下) イソ吉草酸 0.001 (0.001以上0.01以下)	(匠瑛市 臭気指数規制の導入なし)
第2種低層住居専用地域									
第1種中高層住居専用地域									
第2種中高層住居専用地域									
第1種住居地域	≪第2種区域≫ 昼間:55dB以下 (50以上60以下) 朝夕:50dB以下 (45以上50以下) 夜間:45dB以下 (40以上45以下)	≪b区域≫ ●一車線を有する道路に面する区域 昼間:65dB 夜間:55dB ●二車線以上の車線を有する道路に面する区域 昼間:75dB 夜間:70dB	≪B類型≫ 昼間:55dB以下 夜間:45dB以下	≪第2種区域≫ 昼間:65dB以下 (65以上70以下) 夜間:60dB以下 (60以上65以下)	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間	≪第2種区域≫ 昼間:70dB 夜間:65dB	(匠瑛市 臭気指数規制の導入なし)	
第2種住居地域									
準住居地域									
近隣商業地域	≪第3種区域≫ 昼間:65dB以下 (60以上65以下) 朝夕:60dB以下 (55以上65以下) 夜間:50dB以下 (50以上55以下)	≪c区域≫ ●車線を有する道路に面する区域 昼間:75dB 夜間:70dB	≪C類型≫ 昼間:60dB以下 夜間:50dB以下	≪第2種区域≫ 昼間:65dB以下 (65以上70以下) 夜間:60dB以下 (60以上65以下)	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間	≪第2種区域≫ 昼間:70dB以下 (65以上70以下) 朝夕:65dB以下 (60以上70以下) 夜間:60dB以下 (55以上65以下)	(匠瑛市 臭気指数規制の導入なし)	
商業地域									
準工業地域									
工業地域	≪第4種区域≫ 昼間:70dB以下 (65以上70以下) 朝夕:65dB以下 (60以上70以下) 夜間:60dB以下 (55以上65以下)	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間  ※学校等の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域においては、第1号区域	環境基準の当てはめなし	除外	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間	≪第2号区域≫ ●作業ができない時間 午後10時から翌日の午前6時 ●1日当たりの時間 1日14時間	≪第2種区域≫ 昼間:70dB以下 (65以上70以下) 朝夕:65dB以下 (60以上70以下) 夜間:60dB以下 (55以上65以下)	(匠瑛市 臭気指数規制の導入なし)	
工業専用地域 (匠瑛市 設定なし)									

本表において、( )における値及び時間は、各省令に定める基準の範囲を示す。

○騒音規制法の時間区分

朝	午前6時から午前8時まで(午前5時又は6時から午前7時又は8時まで)
昼	午前8時から午後7時まで(午前7時又は8時から午後6時、7時又は8時まで)
夕	午後7時から午後10時まで(午後6時、7時又は8時から午後9時、10時又は11時まで)
夜	午後10時から翌日の午前6時まで(午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時まで)

○自動車騒音の要請限度の時間区分

昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

○騒音に係る環境基準の時間区分

昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

○振動規制法の時間区分

昼間	午前8時から午後7時まで(午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで)
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで(午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで)

○道路交通振動の要請限度の時間時間

昼間	午前8時から午後7時まで(午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで)
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで(午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで)

注1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。  
 注2 第1種区域及び第2種区域に所在する学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

近隣市町における規制地域の指定状況

		銚子市	旭市	香取市	山武市	多古町	横芝光町
騒音規制法		用途地域	用途地域	用途地域並びにみずほ台一丁目、みずほ台二丁目及びみずほ台三丁目の全部の地域並びに大倉字稲荷前、字八反田及び宇治郎丸並びに一ノ分目字稲荷前の各一部の地域	用途地域	用途地域	用途地域
振動規制法		用途地域	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域	用途地域並びにみずほ台一丁目、みずほ台二丁目及びみずほ台三丁目の全部の地域並びに大倉字稲荷前、字八反田及び宇治郎丸並びに一ノ分目字稲荷前の各一部の地域	用途地域	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
悪臭防止法	物質濃度規制	用途地域並びに小浜町及び三崎町の一部の地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域	用途地域
	臭気指数規制	(導入なし)					
環境基本法 (騒音に係る類型当てはめ地域)		<p>【A類型】 昭和49年千葉県告示第684号に定める第1種区域</p> <p>【B類型】 昭和49年千葉県告示第684号に定める第2種区域(第1特別区域及び工業専用地域を除く。)</p> <p>【C類型】 昭和49年千葉県告示第684号に定める第3種区域(工業専用地域を除く。)、第4種区域(工業専用地域を除く。)及び第1特別地域</p>					